

古河市情報共有システム試行要領

（目的）

第1条 この要領は、建設現場における生産性の向上を推進するための取組みの一環として、情報共有システムを試行するにあたり、必要な事項を定めるものである。なお、この試行要領は茨城県および国土交通省における情報共有システム実施要領に準拠するものである。

（用語の定義）

第2条 試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（1） 情報共有システム

ICT（情報通信技術）を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、本市ではASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1「ASP方式」とは、インターネット経由でアプリケーションを提供する方式をいう。

（2） 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任（監理）技術者などの関係者も各種工事情報の共有が可能である。

（3） 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員を主に指す。なお、検査員や発注担当職員等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

（4） 工事帳票

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書で定義する「書面」を指す。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の押印・署名と同等の記録が各工事帳票に記録される必要がある。

（情報共有システムの対象工事）

第3条 古河市の発注する建設工事（営繕工事を除く）のうち、予定価格5百万円以上の土木一式工事は原則として試行の対象とするが、全ての工事において受発注者協議により利用可否の決定とする。

(情報共有システムの機能要件)

第4条 使用する情報共有システムは、「古河市情報共有システム要件書」を満たすものとする。なお、使用するシステムの決定については、国土交通省HPに公表されている「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」(※2)を参考に受発注者協議により決定する。

2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意するものとする。

※2 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表

(http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukvyouyu_taiou/)

(対象とする工事帳票)

第5条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙1 情報共有システム試行対象書類一覧表を基本に、受発注者協議により決定するものとする。

なお、古河市様式が定められている工事帳票がシステムで作成できない場合は、紙様式による提出とする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことができるものとするが試行のため紙決裁での適用も可能とする。

(セキュリティ関係)

第7条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- ① ID・パスワードの管理の徹底
- ② ウィルス対策の徹底
- ③ 個人情報等機密情報の管理徹底
- ④ 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票は電子データでの工事完成(中間)検査の受検を可能とするが試行のため、紙様式での受検も可能とする。なお、検査時の取扱いについては、別紙1 情報共有システム試行対象書類一覧表を基本に、受発注者協議により決定するものとする。

（情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品）

第9条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD－R等）で納品とする。

（情報共有システム利用に係る経費）

第10条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。（積算基準及び標準歩掛2－7技術管理費）

（その他）

第11条 本試行要領に定めがない事項に関しては、「茨城県土木部が発注する建設工事における情報共有システム実施要領」（茨城県）および「土木工事の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用する。